平成 28 年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

（地すべり被害の防止による評価）　　（区分）　国補

事業名	地すべり防止(通常)	事業箇所	西八代郡　市川三郷町　落居	地区名	山田(やまだ)	事業主体	山梨県

(1)事業概要

①課題・背景

本箇所は、西八代郡市川三郷町落居地内の林野庁所管地すべり防止区域に位置している。当該区域内には多数の地すべり地が存在している。近年、連年の豪雨等により斜面内に明瞭な段差地形が形成されるなど、地すべりの様相を呈していることから、早急に地すべり対策工事を実施し、保全対象の保護を図る必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標

〇地すべり被害防止
保全対象　人家10戸　町道250m　鉄道200m　畑0.45ha
一級河川山田川　避難所2箇所

緊急度・危険度　16≧10点　※
（※評価基準値）

□副次目標

―

□副次効果

―

(2)整備内容と整備量

①整備内容	山腹工0.49ha
②整備期間	平成29年度～平成31年度
③総事業費	100百万円（国費45百万円（1/2）　県費55百万円（1/2））
④全体計画	平成29年度　山腹工(0.49ha)　40百万円 平成30年度　山腹工(0.49ha)　30百万円 平成31年度　山腹工 0.49ha　30百万円
⑤規整備内容・期間・事業費	平成22年度　山腹工（1.84ha）　55百万円 平成23年度　山腹工（1.84ha）　11百万円 平成24年度　山腹工（1.84ha）　85百万円 平成25年度　山腹工（1.84ha）　82百万円 平成26年度　山腹工（1.84ha）　107百万円

(3)事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・地すべり等防止法に定める負担義務者はなく、極めて公共性が高い。		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・地すべり等防止法第7条の規定により都道府県知事が実施		
③経済妥当性	○	
費用便益費　便益（B）／費用（C）= 2.05 ＞1.0		
・便益（B）= 191 百万円　・費用（C）= 93 百万円		
④事業実施・規模の妥当性	○	
・多量の土塊の移動を防止するため、地すべり対策工を実施し土砂災害を未然に防止する。		
⑤整備手法の有効性	○	
昭和37年に林野庁所管の地すべり防止区域に指定されているため、治山事業による整備が最も有効		
⑥環境負荷への配慮	○	
・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する		
⑦事業計画の熟度	○	
・地元市川三郷町から要望あり。		

＜妥当性評価＞

・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する。

(4)事業間優先度評価

「地すべり被害防止」であるため、優先度評価はなし

(5)総合評価	○	
妥当性評価の結果から実施が妥当		

【事業位置図等】

省　略